

和歌山県子ども読書活動推進計画

平成21年3月

和歌山県教育委員会

目 次

第1章 本計画改定に当たって	1
1 改定の目的	1
2 第一次計画期間における成果と課題	2
(1) 第一次計画期間における成果	2
(2) 第一次計画期間における課題	3
(3) 成果と課題のまとめ	4
3 計画の期間	5
4 基本方針	5
第2章 子どもの読書活動推進のための方策	6
1 家庭における子どもの読書活動の推進	6
(1) 子どもの読書活動推進における家庭の役割	6
(2) 具体的な取組	6
① 講座・研修会等を通じた理解の促進	6
② 市町村におけるブックスタート運動等の促進	6
2 地域における子どもの読書活動の推進	7
【公立図書館等】	
(1) 子どもの読書活動推進における公立図書館・図書室の役割	7
(2) 県立図書館における具体的な取組	7
① 情報収集・提供	7
② 蔵書の充実	7
③ 児童サービスの促進	8
④ 障害のある子どもへのサービスの充実	8
⑤ 司書等の研修の充実	9
⑥ 図書館評価	9
(3) 市町村立図書館・図書室、学校、図書館ボランティア団体等との連携等の取組	9
① 市町村立図書館・図書室との連携・協力	9
② 市町村立図書館・図書室への支援	9
③ 学校図書館との連携・協力	9
④ 図書館ボランティア団体等との連携・協力	9
【民間団体等】	
(1) 子どもの読書活動推進における民間団体等の役割	10
(2) 民間団体等の地域におけるボランティア活動の支援	10
① リサイクル図書寄贈ボランティア活動	10
② 子どもの読書活動を支援するボランティア活動	10

3 学校等における子どもの読書活動の推進	1 1
【幼稚園・保育所等】	
(1) 子どもの読書活動推進における幼稚園・保育所等の役割	1 1
(2) 具体的な取組	1 1
① 指導力の向上	1 1
② 保護者への啓発	1 1
③ 異年齢交流	1 1
【小学校・中学校・高等学校等】	
(1) 子どもの読書活動推進における学校の役割	1 1
(2) 具体的な取組	1 2
① 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実	1 2
② 障害のある子どもの読書活動の推進	1 2
③ 家庭・地域との連携による読書活動の推進	1 2
④ 学校図書館の機能強化	1 3
⑤ 学校図書館の資料、施設・設備等の整備・充実	1 3
⑥ 学校図書館の活用を推進していくための人的配置の推進	1 3
4 図書館間協力等の推進	1 4
(1) 図書館間協力等の必要性	1 4
(2) 具体的な取組	1 4
① 図書館関係組織の活性化	1 4
② 連携を深める研修会の実施	1 4
③ 地域共育コミュニティにおける取組の支援	1 4
5 啓発・広報等の推進	1 5
(1) 啓発・広報及び各種情報の収集・提供の必要性	1 5
(2) 具体的な取組	1 5
【参考資料】	
資料1 県内の公立図書館	1 7
資料2 県内公立図書館一覧	1 8
資料3 県・市町村立図書館	1 9
資料4 県立図書館関連資料	2 0
資料5 県内学校図書館の現状に関する調査結果	2 1
資料6 子どもの読書活動の推進に関する法律	2 2

第1章 本計画改定に当たって

1 改定の目的

読書は、新しい知識や情報を与えてくれるだけでなく、心を豊かにし、未知の世界やものごとに対する想像力をかき立て、新鮮な感動を呼び起こしてくれます。また、郷土を愛し先人の残した知恵や知識を継承し、未来へと引き継ぐとともに、新しい文化を創出するうえで大きな役割を果たします。

特に、子どもにとって読書は、成長する過程で言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深くするとともに、生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものです。

一方、今日の子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、パソコン・携帯電話などの普及により、多様かつ大量の情報を、瞬時に入手できるようになり、利便性が向上しました。しかし、その反面、それらに多くの時間を費やす子どもがみられ、文字・活字離れが懸念されています。

こうした中、国においては、子どもの読書活動を推進するため、平成12年を「子ども読書年」とする決議が出され、平成13年12月には「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。その後、平成14年8月には、この法律に基づき国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下、「第一次基本計画」という。）が策定され、その成果・課題を踏まえ、平成20年3月に新たな「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」が策定され、おおむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策が示されました。

第一次基本計画策定後、子どもの読書活動を取り巻く法体制の整備等が進み、平成17年7月には文字・活字文化振興法が成立し、平成18年12月には教育基本法の改正、平成19年6月には学校教育法等教育関連三法の改正、平成20年6月には、社会教育法及び図書館法の改正が行われました。また、平成20年6月には国会において平成22年を「国民読書年」と定め、読書への国民の機運をさらに高めるため、「政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねること」が決議されました。

本県においては、平成16年3月に「和歌山県子ども読書活動推進計画」（以下、「第一次計画」という。）を策定し、子どもが自主的に読書活動を行い、生涯にわたって読書を楽しむ習慣を身に付けることができるよう推進してきました。これまでの第一次計画期間における成果と課題を踏まえ、さらなる本県の子どもの読書活動の推進をめざして本計画を改定することとしました。

各市町村においても、国の基本計画及び本計画を基本として、地域の実情を踏まえ、独自の計画が策定され、より一層県内の読書活動の推進が図られるよう期待します。

2 第一次計画期間における成果と課題

(1) 第一次計画期間における成果

① 関係機関、施設等の連携・協力の推進

教育委員会、図書館、学校、読み聞かせボランティア等が連携して行う事業が増加し、連携・協力が進みました。

連携して取り組んだ事業

ひらこう読書の扉・子どもが主役の読書、高校生よみかたりボランティア等

② 公立図書館の設置及び貸出冊数の増加

県立紀南図書館が新しく開館し、市町村においても2館が新たに設置され公立図書館の設置率が高まるとともに、県内公立図書館全体の蔵書冊数や貸出冊数が増加しました。

市町村公立図書館設置率

平成15年度末：42% → 平成19年度末：63%

県内公立図書館蔵書冊数

平成15年度末：2,094千冊 → 平成19年度末：2,551千冊

県内公立図書館貸出冊数

平成15年度末：2,387千冊 → 平成19年度末：2,836千冊

③ 県立図書館（以下、すべて県立紀南図書館を含む。）の展示・資料・団体貸出等の充実

県立図書館では、季節や行事に合わせた企画展示や本のリスト等を提供するとともに、児童図書やヤングアダルト図書（注1）を充実しました。また、学校図書館への団体貸出（注2）や協力貸出（注3）も増加しました。

児童図書冊数

平成15年度末：153,086冊 → 平成19年度末：179,917冊

ヤングアダルト図書冊数

平成15年度末：274冊 → 平成19年度末：895冊

学校図書館への団体貸出件数

平成15年度末：27件 → 平成19年度末：95件

学校図書館への協力貸出件数

平成15年度末：17件 → 平成19年度末：29件

(注1) 主に中学・高校生の年齢層（13～18歳）を対象とした図書資料。

(注2) 学校や読書グループ、子ども文庫などに、まとまった量の本を貸し出す制度。

(注3) 市町村立図書館・図書室や学校等から求められた本を貸し出す制度。

④ 県立図書館の情報化の推進

県立図書館では情報化が進み、一般の方々がインターネットにより蔵書検索ができるとともに、貸出中資料の予約が可能になり、その件数も年々増加しました。一方、インターネット等で、市町村立図書館・図書室から、県立図書館の蔵書の検索・貸出申込ができる県立図書館とのオンラインシステムに、平成19年度末には、20市町村が登録しました。

インターネットによる貸出中資料の個人予約件数

平成16年度末：1,835件 → 平成19年度末：3,465件

⑤ 全校一斉読書の実施率の上昇

朝の読書等、全校一斉読書の実施率が増加しました。

全校一斉読書の実施率

平成15年5月：公立小学校66.0%、公立中学校55.8%、公立高等学校23.7%

↓

平成19年5月：公立小学校92.1%、公立中学校80.4%、公立高等学校41.5%

⑥ ボランティアを活用している学校の割合の増加

読み聞かせやブックトーク、図書整理等を行うボランティアの協力を得ている学校の割合が増加しました。

ボランティアを活用している学校の割合

平成15年5月：公立小学校27.6%、公立中学校4.3%、公立高等学校2.6%

↓

平成19年5月：公立小学校59.4%、公立中学校15.0%、公立高等学校14.6%

(2) 第一次計画期間における課題

① 県内市町村の状況

読書活動推進に向けた取組について、地域間の差が依然としてみられます。

小規模な自治体ほど公立図書館の設置率が低い傾向にあり、図書資料費や人的配置の少ない状況が継続しています。

また、市町村における子ども読書活動推進計画の策定率は、平成19年度末の段階で約10%（全国平均31.3%）となっており、今後、国の目標である50%に策定率を上げることが課題となっています。

県内公立図書館設置率

平成15年度末：市100%、町村34%

↓

平成19年度末：市100%、町村50%

② 学校図書館の資料整備

学校図書館図書標準（注4）の達成状況については、小学校においては全体として改善傾向にあるものの、中学校において不十分となっています。

また、蔵書をデータベース化している学校（注5）についても、全体としては小学校・高等学校で進んできているものの、中学校においては、情報化等をさらに推進することが求められています。

学校図書館図書標準達成校の割合（（ ）内は全国平均）

平成18年度末：公立小学校45.2%（42.0%）、公立中学校23.0%（36.8%）

蔵書をデータベース化している学校の割合（（ ）内は全国平均）

平成15年5月：公立小学校9.8%（23.4%）、公立中学校8.0%（23.9%）、公立高等学校8.9%（55.5%）

↓

平成19年5月：公立小学校35.9%（41.1%）、公立中学校17.3%（40.7%）、公立高等学校39.0%（75.7%）

③ 中学校で増える読書をしない子ども

平成20年度全国学力・学習状況調査によれば、小学校から中学校へと進むにしたがい、家や図書館で平日に全く読書をしない子どもの割合が増加しています。また、国語の平均正答率は、全国平均に比べると低い状態が続いており、読書活動をさらに推進することが課題となっています。

平成20年度全国学力・学習状況調査（調査対象：小学校6年生、中学校3年生）

・「家や図書館で平日に読書を全くしない子どもの割合」（（ ）内は全国平均）

公立小学校23.8%（20.4%）、公立中学校44.1%（37.9%）

・「国語A・国語Bの平均正答率」（（ ）内は全国平均）

国語A（知識・理解）：

公立小学校64.3%（65.4%）、公立中学校71.9%（73.6%）

国語B（知識・活用力）：

公立小学校47.4%（50.5%）、公立中学校57.0%（60.8%）

（3）成果と課題のまとめ

家庭・地域・学校の役割を明らかにし、教育委員会、図書館、学校、ボランティア等の連携を進めながら、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。その結果、公立図書館の設置数及び貸出冊数の増加や県立図書館の展示・資料・団体貸出等の充実、情報化の推進に一定の成果がみられました。また、一斉読書を実施する学校の割合や、ボランティア等の協力により読み聞かせやブックトークを行う学校が増加しました。

一方、課題としては、市町村における「子ども読書活動推進計画」等の策定率や、地域間における読書環境の差、学校図書館における図書資

（注4）公立の義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として定めたものである。蔵書の標準は計算式によって求められ、例えば、6学級の小学校では5,080冊、中学校では7,360冊である。

（注5）データベース化に着手し未完了の学校を含む。

料の整備等があげられます。また、平成20年度全国学力・学習状況調査においては正答率の高低と読書時間の多少に相関関係が見られることから、家や図書館で平日に読書を全くしない子どもの割合が全国平均に比べて高く、小学校から中学校へと進むにしたがい読書をしない子どもが増加していることが課題となっています。

そのため、子どもが自主的に読書活動を行い、生涯にわたって読書を楽しむ習慣を身に付けることができるよう、本計画に基づいて、引き続き取り組んでいくことが必要です。

3 計画の期間

平成21年度からおおむね5年間とします。

4 基本方針

国の基本計画と、本県の第一次計画期間における成果と課題を踏まえ、「子どもの読書活動の推進」を目指し、次の3点を基本方針として引き続き取り組みます。

- (1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実を図ります。
- (2) 家庭、地域、学校の連携により、社会全体での取組を進めます。
- (3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報に努めます。

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

子どもが自主的に読書活動を行えるよう、家庭、地域、学校において、子どもの身近に本がある環境をつくり、読書に親しめるようにすることが重要です。そのため、子どもの発達段階に応じて、子どもが読書の楽しさを知るきっかけや、読書に親しむ機会を提供し、施設・設備や人的環境の整備・充実を図ります。

(2) 家庭、地域、学校の連携による社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校が担うべき役割を果たすとともに、社会全体での取組が必要です。そのため、周りの大人に対し、読書の重要性について理解を促すとともに、保護者や学校、公立図書館等の関係機関、民間団体等の連携・協力を進めます。

(3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、読書の意義や重要性について人々の間に広く理解と関心を深める必要があります。このような観点から、子どもの読書活動を推進する社会的な気運が高まるよう、啓発・広報に努めます。

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

(1) 子どもの読書活動推進における家庭の役割

読書は、想像力や思考力等を身に付け、豊かな感性や情操、思いやりの心を子どもに育むことができることから、本に親しむ時間をもつよう家庭で習慣づけたいものです。

そのため家庭においては、乳児の頃から子どもに読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出かけたりするなど、子どもが本と出会うきっかけを作ることが望まれます。また、定期的に「読書の時間」を設けたり、読書を通して感じたことや考えたこと等を家庭で話し合ったりすることが大切です。

このように、大人も子どもと一緒に読書を楽しむ機会をもつとともに、子どもの成長に応じて、子どもの読書活動を温かく見守り励ましていくことが家庭の重要な役割です。

(2) 具体的な取組

① 講座・研修会等を通じた理解の促進

子どもの読書活動を支援するために、家庭教育に関する講座・研修会あるいは子育て支援のための講座など様々な機会を通して、家庭における読み聞かせや読書の時間をもつことの重要性について理解の促進を図ります。

また、市町村が実施する妊娠期、乳幼児期、就学時、思春期等の子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する講座で、読み聞かせの必要性や読書活動の重要性等について学ぶ機会の提供に努めます。

② 市町村におけるブックスタート運動^(注6)等の促進

県内において、乳幼児健診等の子どもと保護者が集まる機会を利用して、ブックスタート運動等を実施している市町村が増加しています。早くから実施している市町村においては、親子で本を楽しむ割合が高い状況があり、子どもの読書活動を推進する上でも、今後、多くの市町村で実施されることが望まれます。

そのため、ブックスタート運動等をはじめとした読書活動の推進事例や県内外の先進事例を積極的に収集し、市町村への情報提供に努めます。

(注6) 司書、保健所・保健センターの保健師、地域のボランティア等が連携・協力して、すべての乳児と保護者を対象に、早い時期から絵本を介してかけがえのないひとときを持つことを応援し、生涯にわたる本への愛情を育む機会を与えるために、絵本等を手渡す運動。

2 地域における子どもの読書活動の推進

【公立図書館等】

(1) 子どもの読書活動推進における公立図書館・図書室(注7)の役割

県立図書館及び市町村立図書館・図書室は、子どもにとって、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選び、読書の楽しみを知ることのできる場です。また、子どもが読書を通じて生きるために必要な想像力・思考力・言語能力等を養うとともに、生涯にわたって自分を成長させることのできる学びの場でもあります。他方、保護者や読書活動を推進する団体・グループにとっては、子どもに与えたい本を選んだり、読書について相談したりすることができる場です。

このように、公立図書館等には、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割があります。

(2) 県立図書館における具体的な取組

① 情報収集・提供

子どもの読書に関する総合的な窓口として、県内の取組事例などの情報収集や関係機関・団体等との連携に努めます。

また、県民への広報の充実と利用促進を図るため、ホームページにおいて、行事予定の広報や図書の検索・予約などのサービスを行います。児童・青少年用の図書の蔵書・貸出情報やお話会・本の企画展示などの情報についても、ホームページだけではなく、「図書館だより」やメールマガジン等において、随時、情報提供に努めます。

② 蔵書の充実

ア 児童図書

子どもの想像力を培い、知的好奇心や豊かな心を育むために、児童図書の計画的な収集・整備を図ります。また、子どもに対しての読み聞かせ等に活用できる大型絵本・紙芝居なども引き続き収集します。

イ 児童文学研究図書

教育関係者や子どもの読書に関わる人々の研究・活動を支援するため、児童文学等に関する解説書や研究書、読み聞かせやストーリーテリング(注8)などの技術を学ぶための図書を収集します。

ウ ヤングアダルト図書(青少年向け)

中学生や高校生の図書貸出率を上げるために、青少年が興味・関心をもつヤングアダルト図書をさらに充実します。

(注7) 市町村の公民館等に設置されている図書室を指す。

(注8) 絵本や紙芝居、人形等を使わず、暗記した昔話や物語を語り聞かせること。

エ 貸出文庫

市町村立図書館・図書室をはじめ、学校や子ども文庫（注9）等の団体に対する貸出用図書（貸出文庫）の計画的な購入に努めます。

③ 児童サービスの促進

ア 読み聞かせやお話会等

児童室の充実とともに、ボランティアや司書による読み聞かせやお話会等の集会活動の実施に努めます。

イ 出張講座

学校や公立図書館、公民館等の要望に応じ、司書等を派遣し、教職員や保護者、ボランティア等に対して、読書の大切さや本の選び方、本の紹介、読み聞かせ、ワークショップ等の講話や実演を行うことを通して子どもの読書活動を支援します。

ウ 図書館見学会（図書館ウォッチング）

子どもの図書館の利用促進と本への興味を深めるため、子どもが普段入ることのできない書庫の見学や、司書の仕事体験を実施します。

④ 障害のある子どもへのサービスの充実

対面朗読（注10）や郵送貸出（注11）・特別貸出制度（注12）などのサービスを行うとともに、拡大読書機（注13）や活字自動読み上げ機（注14）・DAISY再生録音機（注15）などの機器の充実に努めます。今後、より一層広報に努め、対面朗読や機器の活用についてボランティア団体と連携し、サービスの充実に努めます。

また、障害のある子どもが楽しめるLLブック（注16）やさわる絵本、布の絵本（注17）などを収集するとともに、特別支援学校や社団法人和歌山点字図書館等と緊密に連携しながら、子どもと保護者が本に親しみ、読書や調べ学習のために気軽に図書館を利用できる環境を整備します。

(注9) 自宅に本を置き、家庭文庫や地域文庫として地域の子どもの開放するなど、自主的に読書活動を行っている団体。

(注10) 視覚障害者や自分で資料を読むことが困難な利用者の求めに応じて、面前で読んで聞かせること。

(注11) 県内在住者で身体障害等により来館が困難であり、かつその都度代理人を立てられない状況にあると判断できる利用者に郵送で貸出を行うこと。

(注12) 身体障害者等に対し、貸出期間を4週間に延長する制度。

(注13) 視力の弱い人のために、文字を拡大する機器。

(注14) 本を開いてスキャナで取り込み、自動で読み上げる機器。

(注15) DAISYとは、Digital Audiobased Information Systemの略。視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書を録音再生するための機械。

(注16) LLとは、スウェーデン語のLattlästの略で「わかりやすく読みやすい本」の意。写真や絵が多く使われ、わかりやすい文章で書かれた本。

(注17) 布でできた台紙にフェルトや布等で作った絵を綴じ付けたり、一部をマジックテープやスナップを使って動かせるようにした絵本。

⑤ 司書等の研修の充実

児童サービスに必要な司書等の専門性を一層向上させるため、研修の充実を図ります。

⑥ 図書館評価

平成20年6月に告示された改正図書館法に基づき、図書館運営に対する評価に取り組みます。利用者の多様な意見や考えを把握するため、図書館運営に関するアンケートを実施します。その結果をもとに、従来の業務を客観的に評価し、今後のサービス計画や蔵書充実の基礎資料として活用し、子どもの読書活動の推進に生かします。

(3) 市町村立図書館・図書室、学校、図書館ボランティア団体等との連携等の取組

① 市町村立図書館・図書室との連携・協力

本県では、市町村合併に伴う図書館の再編により、地域内のネットワーク化や新館建設構想が進み、各地で図書館活動が活発になっています。しかし、平成19年度末現在、30市町村のうち12町村においては、図書館が設置されていません。

県内すべての地域に充実した読書環境を提供できるよう、県立図書館では、市町村立図書館・図書室との県域ネットワークを強化し、連携・協力を深めます。

② 市町村立図書館・図書室への支援

県立図書館は、市町村立図書館・図書室に対して、図書館運営の相談や図書館職員研修の援助、協力貸出等による図書の援助、子どもの読書活動を推進するための情報提供等の支援に努めます。

③ 学校図書館との連携・協力

県立図書館は、学校図書館との連携を図り、子どもの読書活動をさらに推進するため、小学校高学年から中学生向けの「図書館活用案内」を作成配布します。また、学校図書館に学習テーマに応じた図書を提供するとともに、運営や読書活動充実のための様々な支援に努めます。

④ 図書館ボランティア団体等との連携・協力

県立図書館は、図書館ボランティアの育成に努めるとともに、読み聞かせ等の実践機会・場所や活動に使うための図書の提供を行います。また、図書館で活動するボランティア団体等と定期的に学習会をもつなど、連携・協力し、子どもの読書活動をより一層推進します。

一方、地域で活動している図書館ボランティア団体等への図書の団体貸出や自主研修の講師の紹介等を行うとともに、団体等からの子どもの読書に関する相談に応じます。

【民間団体等】

(1) 子どもの読書活動推進における民間団体等の役割

地域における子どもの読書活動推進には、民間団体やNPOはもとより、多くの県民による様々な支援が大きな役割を担っています。民間団体や読書活動を支援する住民、大学・高校生等が子ども文庫や読み聞かせ、紙芝居など、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供し、地域に根ざした多彩な活動を行うことが期待されています。

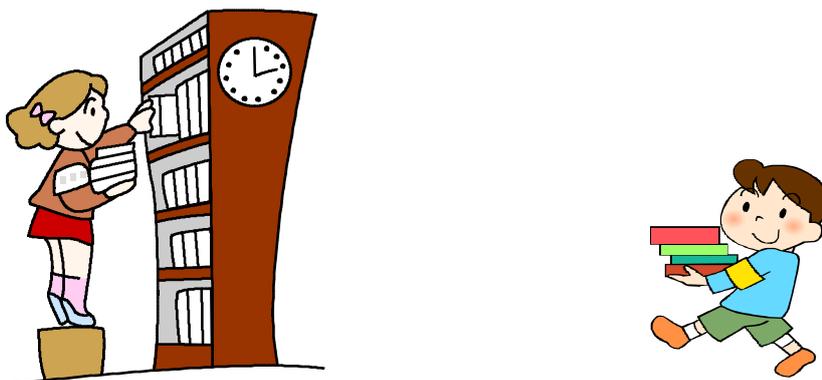
(2) 民間団体等の地域におけるボランティア活動の支援

① リサイクル図書寄贈ボランティア活動

県内の学校図書館・図書室の充実や朝の読書等における読書活動を支援するため、読み終えた図書を寄贈する「リサイクル図書寄贈ボランティア活動」の取組を支援します。

② 子どもの読書活動を支援するボランティア活動

「地域共育コミュニティ」(注18)における取組の一環として、学校支援ボランティアや地域住民、大学・高校生等による読み聞かせ、図書館・図書室運営の活動等が活発に行われるよう支援します。



(注18) 学校、保護者、地域の方々が集まり、子どもを中心として、学校・家庭・地域の願いを共有し、解決に向けて相談し、共同実践するための仕組み。

3 学校等における子どもの読書活動の推進

【幼稚園・保育所等】

(1) 子どもの読書活動推進における幼稚園・保育所等の役割

幼稚園教育要領及び保育所保育指針では、「幼児が絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わうこと」とされています。そうしたことから、幼児期に読書の楽しさを知ることができるような環境を設定し、園児や未就園児の保護者に対して読書や読み聞かせ等の大切さや意義を広く知らせることが大切です。

また、小学生・中学生等が幼稚園・保育所等の幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本に触れる機会を増やすことが重要です。

(2) 具体的な取組

① 指導力の向上

幼児期に読書の楽しさを知ることがその後の読書習慣を形成するうえで重要であることを踏まえ、幼児の年齢や発達段階に合わせ、言葉や表現をより豊かにするために、絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう教員及び保育士の理解を促進し、指導力の向上を図ります。

② 保護者への啓発

幼児が絵本や物語などに親しむ上で、家庭での読み聞かせ等を行うことは重要であることから、幼稚園・保育所での啓発等、様々な機会を利用して、保護者に対して読み聞かせの大切さや意義について理解を図ります。

③ 異年齢交流

小学生・中学生・高校生が幼稚園・保育所等の幼児に読み聞かせを行うなど、異年齢交流において子どもが絵本に触れる機会が増えるよう促します。

【小学校・中学校・高等学校等】

(1) 子どもの読書活動推進における学校の役割

学校においては、従来、国語などの各教科等における学習において、読書活動が行われてきており、児童生徒の読書習慣を形成していくうえで、学校は大きな役割を担っています。

児童生徒が、読書に親しみ、望ましい読書習慣の形成を通して自らを豊かにし、高めていくことは、豊かな人生を築いていくうえで非常に大切なことであり、そのためにも読書との出会いの機会を数多く与える必要があります。

改正教育基本法を受け、平成19年6月に改正された学校教育法の第21条においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力

を養うこと」(第5号)が新たに規定されました。

また、児童生徒の読解力向上が課題とされる中、新学習指導要領において、各教科等における言語活動を充実し、引き続き学校図書館の活用を図るとともに、学校における言語環境を整えることが必要とされています。これら新しい教育基本法、学校教育法、学習指導要領を踏まえ、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における子どもの読書活動の推進を図ります。

(2) 具体的な取組

① 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

小学校・中学校・高等学校等の各学校段階において、児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせることが大切です。その際、知的活動(論理や思考)、コミュニケーションや感性・情緒の基盤となる言語力の育成に資する読書活動を推進することが求められています。このため、国語科をはじめすべての教科等において、様々な文章や資料を読んだり調べたりするなどの多様な読書活動を推進します。

平成19年5月現在、県内の小学校259校(92.2%)、中学校107校(80.5%)、高等学校17校(41.5%)で実践されている全校一斉読書や、学校での読み聞かせなどの読書活動の取組を一層普及充実させます。また、学校において推薦図書コーナーを設けたり、卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標を設定したりすることにより、学校や家庭における読書習慣を確立するよう促していきます。

また、各教科等における学校図書館を活用した学習活動の充実を図っていくためには、司書教諭を中心にすべての教職員が連携して児童生徒の学習活動・読書活動を推進していくことが重要です。そのため、各学校における校内研修や研究会などを充実させるとともに、読書指導に関する先進的な実践例の紹介などにより、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実に努めます。

② 障害のある子どもの読書活動の推進

障害のある児童生徒が豊かな読書活動を体験できるよう、障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用、ボランティアによる読書支援等の優れた実践事例の紹介等により、特別支援学校等における読書活動支援の推進を図ります。また、視覚障害教育情報ネットワークの活用などにより、各特別支援学校で作成した点字図書や全国の点字図書館等の点字データの相互利用、教材作成に関する情報提供等を促進します。

③ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

児童生徒の読書活動を支援していくうえで、学校が家庭・地域と連携し地域ぐるみで児童生徒の読書活動に取り組むことが重要です。多様な経験を有する地域の人々の協力を得ることにより、読書活動の推進に資

する様々な活動を推進していくことが可能となります。このため、読み聞かせ活動、学校図書館に関する広報活動、図書情報のデータベースの作成などの活動等について、学校支援ボランティアや地域住民等が十分に活躍できるよう支援していきます。

④ 学校図書館の機能強化

学校図書館は、児童生徒の読書活動を促進するとともに、各種の資料や情報を提供することにより、児童生徒の自主的、主体的な学習活動を促すという大切な役割を担っています。そのため、学校図書館は、児童生徒の読書意欲や学習に対する興味・関心等を喚起し、豊かな心を育む「読書センター」としての役割を果たすとともに、資料や情報を提供し、調査研究等を通して積極的な学習を支援する「学習情報センター」としての役割を果たす必要があります。特に、学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力などの「生きる力」を育むことが求められており、学校図書館が学校教育の中核的な役割を果たせるよう機能強化することに努めます。

⑤ 学校図書館の資料、施設・設備等の整備・充実

学校図書館が「学習情報センター」としての役割を十分に発揮できるようにするためには、運営の組織・機構を整え、多様な図書・資料等を計画的に購入し、その充実を図るとともに、適切な資料の選択を行う必要があります。このため、国の基準に基づき学校図書館図書標準の達成に努めます。

また、各学校における多様な読書活動の推進が図られるよう、学校図書館の施設や環境についてモデルとなる事例を紹介するとともに、各学級における読書活動を視野に入れた環境整備を促していきます。

学校図書館のデータベース化については、平成19年5月1日現在、県内の小学校101校（35.9%）、中学校23校（17.3%）、高等学校16校（39.0%）、特別支援学校4校（40.0%）で、全国平均より低い状態にあります。このため、学校図書館にコンピューターを整備し、学校図書館図書情報をデータベース化することにより、各種資料の検索や管理を行いやすい環境の一層の充実に努めます。また、県立学校では、学校図書館間及び公立図書館・図書室とのネットワーク化にも努めます。

⑥ 学校図書館の活用を推進していくための人的配置の推進

平成20年5月1日現在、12学級以上の学級数を有する学校は、小学校90校（33.1%）、中学校32校（23.9%）、高等学校33校〈通信制独立校は除く〉（82.5%）、特別支援学校7校（70%）あり、そのうち司書教諭が配置されている学校は、小学校90校（100%）、中学校29校（90.6%）、高等学校31校（93.9%）、特別支援学校3校（42.9%）となっています。

学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップの下、司書教諭が中心となり、教員、事務職員やボランティアが連携・協力し、それ

ぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要です。このため、司書教諭の発令がなされていない学校における有資格者の発令が促進されるよう、「学校図書館司書教諭講習」の受講を促すとともに、その発令に努めます。

また、司書教諭実習助手（学校司書）が、学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう研修などを行い、充実に努めます。

4 図書館間協力等の推進

(1) 図書館間協力等の必要性

子どもの読書活動を推進していくためには、公立図書館・図書室、学校図書館・図書室、大学図書館等の機関が連携し、図書資料や情報の相互利用を図ることにより、子どもの多様な興味・関心の要求に応えることが求められています。

また、公立図書館・図書室と児童館、保健所、保健センター、学校・幼稚園・保育所等の関係機関及び民間団体、地域住民等が協力し、地域社会全体で子どもの読書活動を推進することが重要です。

(2) 具体的な取組

① 図書館関係組織の活性化

子どもの読書活動の推進に取り組むため、県立図書館や市町村立図書館・図書室が参加する「和歌山県公共図書館協会」活動の活性化に取り組みます。

また、県内の大学、短大、高専、県立図書館、市町村立図書館・図書室が参加している「和歌山地域図書館協議会」が運営する「和歌山地域コンソーシアム図書館」は、平成13年10月にWeb上の図書館として設置されており、県内の図書館にある蔵書情報を提供するとともに、図書の貸出サービスの充実に貢献します。

② 連携を深める研修会の実施

公立図書館・図書室の司書や司書教諭等の学校図書館担当教職員、子どもの読書活動の推進にかかわるボランティア等が連携を深めることができるよう、県立図書館等が中心となって、合同の研修会等の実施に努めます。

③ 地域共育コミュニティにおける取組の支援

図書館や学校、保健所等の関係機関及び民間団体、地域住民等が協力し、地域社会全体で子どもの読書活動を推進する諸活動が、地域共育コミュニティの取組の一環として位置付け、取り組まれるよう支援します。

5 啓発・広報等の推進

(1) 啓発・広報及び各種情報の収集・提供の必要性

「子ども読書の日」(注19)は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものです。

日常の取組はもちろんのこと、「子ども読書の日」や「読書週間」(注20)等に、県内各地でその趣旨に沿った事業を実施することなどを通して、社会全体で読書の意義や重要性について理解を図っていくことが望まれます。

また、子どもの読書活動に対する県民の意識が高まるよう、県や市町村、公立図書館・図書室、学校、民間団体等の取組や図書についての様々な情報を収集し、提供することが必要です。

(2) 具体的な取組

「子ども読書の日」や「読書週間」等に、県立図書館、県立学校などでその趣旨に沿った催しや行事を実施するよう努めるとともに、公立図書館・図書室、学校、民間団体等と連携・協力し、子どもが読書に親しむことを目的とした事業を実施します。

また、学校図書館、公立図書館・図書室、その他関係機関、民間団体等の子どもの読書活動推進に関する先進的な取組や優れた実践例、連携・協力事例を収集し、県の広報紙やホームページ等で紹介するなど、子どもの読書活動推進に関する情報提供や啓発・広報を推進するとともに、公立図書館・図書室や書店等と連携し、読書の楽しさを伝える本、子どもに親しまれている本等の情報提供に努めます。



(注19) 4月23日は「子ども読書の日」とされ、その日から5月12日までの3週間は「子ども読書週間」とされている。

(注20) 昭和22年、「読書の力によって、平和な文化国家をつくろう」という決意のもと、出版社、書店と公共図書館が力を合わせ、新聞・放送のマスコミ機関も加わって、第1回読書週間が開催された。翌年の第2回からは、11月3日の文化の日を中心とした2週間とされた。

県内の公立図書館（平成 20. 4. 1 現在）

資料 1



資料 2

県内公立図書館一覧

館名	所在地	電話
和歌山県立図書館	〒641-0051 和歌山市西高松一丁目7番38号	TEL073-436-9500 FAX073-436-9501
和歌山県立紀南図書館	〒646-0011 田辺市新庄町3353-9	TEL0739-22-2061 FAX0739-22-4773
和歌山市民図書館	〒640-8222 和歌山市湊本町3丁目1番地	TEL073-432-0010 FAX073-422-7926
海南市児童図書館	〒642-0002 海南市日方1525番地2	TEL073-483-8739 FAX073-483-8738
海南市下津図書館	〒649-0101 海南市下津町下津500-1	TEL073-492-4489 FAX073-492-5362
橋本市図書館	〒648-0072 橋本市東家1-6-27	TEL0736-33-0899 FAX0736-33-0899
橋本市図書館高野口分館	〒649-7206 橋本市高野口町向島78-2	TEL0736-42-3701 FAX0736-42-3701
有田市図書館	〒649-0304 有田市箕島27番地	TEL0737-82-3220 FAX0737-82-3311
御坊市立図書館	〒644-0002 御坊市藪378番地1	TEL0738-22-0441 FAX0738-22-6443
田辺市立図書館	〒646-0036 田辺市上屋敷二丁目3-43	TEL0739-22-0697 FAX0739-22-6249
新宮市立図書館	〒647-0045 新宮市井の沢4-15	TEL0735-22-2284 FAX0735-22-2312
紀の川市立打田図書館	〒649-6417 紀の川市西大井363番地	TEL0736-78-2010 FAX0736-77-2799
紀の川市立粉河図書館	〒649-6531 紀の川市粉河580番地	TEL0736-73-3312 FAX0736-73-8553
紀の川市立那賀図書館	〒649-6692 紀の川市名手市場146-4	TEL0736-75-3111 FAX0736-75-3117
紀の川市立桃山図書館	〒649-6122 紀の川市桃山町元376番地	TEL0736-66-9678 FAX0736-66-9346
紀の川市立貴志川図書館	〒640-0415 紀の川市貴志川町長原447番地1	TEL0736-64-4614 FAX0736-64-9750
岩出市立岩出図書館	〒649-6202 岩出市根来1472番地の1	TEL0736-62-7222 FAX0736-62-7150
岩出市立駅前ライブラリー	〒649-6223 岩出市高塚63番地の5	TEL0736-61-1758 FAX0736-61-1766
かつらぎ町立図書館	〒649-7121 伊都郡かつらぎ町丁ノ町2454	TEL0736-22-0303 FAX0736-22-7102
かつらぎ町立図書館花園分館	〒643-0611 伊都郡かつらぎ町花園梁瀬638	TEL0737-26-0321 FAX0737-26-0323
湯浅町立図書館	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅1982	TEL0737-62-2280 FAX0737-62-2280
有田川町立金屋図書館	〒643-0152 有田川町金屋7（金屋文化保健センター内）	TEL0737-32-5789 FAX0737-32-4827
美浜町立図書館	〒644-0044 日高郡美浜町和田1138-313	TEL0738-22-8480 FAX0738-23-5063
みなべ町立図書館中央館	〒645-0002 日高郡みなべ町芝503番地の1	TEL0739-72-1410 FAX0739-84-2048
みなべ町立図書館上南部分館	〒645-8585 日高郡みなべ町谷口308番地の1	TEL0739-74-3134 FAX0739-74-2418
白浜町立図書館	〒649-2211 西牟婁郡白浜町1335番地の13	TEL0739-43-2922 FAX0739-43-2922
上富田町立図書館	〒649-2105 西牟婁郡上富田町朝来758番地の1	TEL0739-47-1790 FAX0739-47-4339
那智勝浦町立図書館	〒649-5331 東牟婁郡那智勝浦町天満1185番地の1	TEL0735-52-5955 FAX0735-52-5955
串本町図書館	〒649-3503 東牟婁郡串本町串本818	TEL0735-62-4653 FAX0735-62-4653

県・市町村立図書館施設一覧 (平成20. 4. 1現在)

番号	施設名	設置年	延床面積 (㎡)	閲覧 席数	蔵書冊数	貸出冊数	開館時間・閉館時間	休館日 (年末年始以外)	巡回図書 の有無	障害者に対する配慮等 (EL・エレベーター)	職員数 (有資格者)
1	和歌山県立図書館	明治41年	10,984.00	110	581,705	331,264	火～金 10:00～19:00 土・日・祝 10:00～18:00	毎週月・毎月第2木・資料点検期間 月曜が祝・休日の翌日	無	WC、EL、車いす、駐車場、玄関の誘導チャイム、拡大読書器、 自動書籍朗読システム、大活字本、点字図書	33 (18)
2	和歌山県立紀南図書館	昭和26年	1,100.00	72	180,719	167,997	火～金 10:00～19:00 土・日・祝 10:00～18:00	毎週月・毎月第2木・資料点検期間 月曜が祝・休日の翌日	無	WC、駐車場、EL、点字ブロック、点字案内・拡大表示 拡大読書器、自動書籍朗読システム、大活字本、点字図書	8 (6)
県立合計			12,084.00	182	762,424	499,261					41 (24)
3	和歌山市民図書館	昭和56年	7,288.90	148	426,837	799,112	月～木 10:00～20:00 土・日4/1～9/30 10:00～18:30 10/1～3/31 10:00～18:00	毎週金・祝日・館内整理日(毎月末) 特別整理期間	有	WC、EL、スロープ、拡大鏡、点字図書、大活字本	34 (32)
4	海南市児童図書館	昭和53年	212.10	1	22,185	76,250	9:00～17:00	毎週月・火 館内整理日(月1回) 蔵書点検期間	無	スロープ、点字図書、大活字本	3 (1)
	海南市下津図書館	平成9年	722.00	53	67,951	94,890	9:00～17:00	毎週月・火 館内整理日(月1回) 蔵書点検期間	無	WC、EL、スロープ、駐車場、車いす 対面朗読室、拡大鏡、大活字本、点字図書	6 (3)
5	橋本市図書館	昭和51年	1,340.00	59	112,534	152,142	10:00～17:00 水・金 10:00～18:00	毎週月・祝日・図書整理日(毎月1日)	有	EL、点字ブロック、拡大鏡、大活字本 点字図書、カセットテープ本	9 (5)
	橋本市図書館 高野口分館	平成6年	104.00	10	12,703	12,185	13:00～17:00	毎週月・火・祝日 蔵書点検期間	有	WC、スロープ	10 (3)
6	有田市図書館	平成元年	695.00	40	72,479	76,728	9:30～17:00	毎週火・図書整理日(毎月末) 蔵書点検期間	無	WC、EL、スロープ、自動ドア、点字ブロック、駐車場 宅配、大活字本、点字図書、カセットブック	4 (1)
7	御坊市立図書館	大正2年	589.00	50	73,407	150,949	9:30～17:30	毎週月・祝日・毎月末日・特別整理期間	無	WC、EL、スロープ、点字ブロック、拡大鏡、老眼鏡 点字図書、大活字本、宅配	6 (1)
8	田辺市立図書館	昭和38年	828.00	28	148,564	172,896	火～土 9:00～19:00(12～2月は 18:00まで)、日 9:00～17:00	毎週月・祝日・毎月末日・蔵書点検期間	有	WC、スロープ、宅配、点字図書、カセットテープ本 大活字本	14 (5)
9	新宮市立図書館	昭和23年	699.76	62	93,901	102,610	火～土 9:00～18:00 日 9:00～16:00	毎週月・毎月末日・祝日・ 図書特別整理期間	有	WC、スロープ、点字図書、カセットテープ 大活字本	8 (6)
	紀の川市立打田図書館	平成18年	873.00	84	59,807	143,786	9:30～18:00	毎週月・第4木曜・特別整理期間	無	WC、車いす、点字ブロック、駐車場、バリアフリー床 自動ドア、スロープ、朗読サービス室、大活字本、点字図書	5 (3)
	紀の川市立粉河図書館	平成6年	205.60	17	15,680	12,020	9:30～17:30	毎週月・火・祝日・第4木曜・ 第4日曜・特別整理期間(その週の火曜日開館)	無	WC、スロープ、大活字本、駐車場	2 (1)
10	紀の川市立那賀図書館	昭和39年	140.00	17	15,270	14,331	9:30～17:30	毎週月・火・祝日・第4木曜・特別整理期間	無	WC、スロープ、点字図書、大活字本、広報誌録音テープ	2 (1)
	紀の川市立桃山図書館	平成14年	388.75	52	35,262	48,209	9:30～18:00	毎週月・火・祝日・第4木曜・特別整理期間	無	WC、EL、スロープ、自動ドア、バリアフリー床、大活字本 点字ブロック、点字案内	3 (1)
	紀の川市立貴志川図書館	平成6年	476.00	13	64,707	60,032	9:30～17:30	毎週月・火・祝日・第4木曜・特別整理期間	無	WC、スロープ、自動ドア、点字図書・案内、 拡大鏡、大活字本、	3 (1)
11	岩出市立岩出図書館	平成18年	2,848.00	192	124,398	338,925	10:00～19:00	毎週木・祝日の翌日・月末・特別整理期間	無	WC、拡大読書機、拡大鏡、車いす、駐車場、車いす対応机 自動ドア、大活字本、点字ブロック、点字案内、点字雑誌 対面朗読サービス、郵送貸出サービス	4 (2)
	岩出市立 駅前ライブラリー	平成9年	801.67	26	24,791	17,462	10:00～18:30	毎週木・祝日の翌日・月末・特別整理期間	無	WC、EL、スロープ、自動ドア、点字ブロック、点字案内、 大活字本	2 (0)
12	かつらぎ町立図書館	平成6年	427.00	41	56,221	44,255	9:00～17:00	毎週月(祝日と重なった場合開館) 蔵書点検期間・館内整理日	無	WC、EL、机、大活字本、スロープ、点字図書、駐車場	10 (3)
	かつらぎ町立図書館 花園分館	平成17年	57.00	13	2,898	328	13:00～17:00	月・火・木・金・日	無		2 (0)
13	湯浅町立図書館	昭和36年	860.00	41	28,586	29,391	火～金 9:30～19:00 土・日 9:30～18:00	毎週月・祝日・毎月末日の金・蔵書点検期間	無	WC、EL、自動ドア、バリアフリー床、拡大読書器、音声朗読機 点字ブロック、駐車場、スロープ	5 (2)
14	有田川町立金屋図書館	平成17年	190.33	21	27,438	21,334	9:00～17:00	毎週月・祝日・毎月末日、蔵書点検期間	有	WC、EL、駐車場、大活字本、広報誌録音テープ	7 (3)
15	美浜町立図書館 (友学の森)	平成8年	544.32	28	41,304	35,324	9:30～18:00	毎週月・祝日・毎月末日・蔵書点検期間	無	WC、EL、スロープ、自動ドア、大活字本 出前図書(宅配)、点字図書	4 (1)
16	みなべ町立図書館 (ゆめよみ館)	平成12年	1,216.14	50	68,921	82,712	10:00～18:30	毎週月・祝日・館内整理日・資料点検期間	無	WC、EL、自動ドア、バリアフリー床、点字案内、拡大鏡、宅配 点字ブロック、対面朗読室、大活字本、点字図書、カセットテープ	8 (4)
	みなべ町立図書館 上南部分館	平成16年	122.00	15	17,065	10,663	月～金 8:30～17:30 土 10:00～16:00(6月を除く)	毎週日・祝日・6月の土曜日	無		1 (0)
17	白浜町立図書館	昭和52年	291.00	36	60,900	41,628	10:00～17:00	毎週月・火・祝日・第4金・特別整理期間	無	玄関スロープ、大活字本	6 (4)
18	上富田町立図書館	昭和55年	202.32	38	43,625	56,246	10:00～17:15	毎週月・火・祝日・毎月末日・蔵書点検期間 年度末整理	無	WC、スロープ、自動ドア	6 (1)
19	串本町図書館	大正14年	605.00	19	28,939	16,501	9:00～17:15	毎週月・祝日・月末・資料整理期間	有	スロープ、大活字本	5 (4)
20	那智勝浦町立図書館	昭和54年	530.30	70	42,433	32,430	9:00～17:30	毎週月・祝日・毎月末日・資料点検期間	無		4 (2)
市町村立合計			23,257.19	1,224	1,788,806	2,643,339					173 (90)
市町村立1館平均			861.38	45.3	66,252	97,901					6.4 (3.8)

資料 4

県立図書館関連資料

○県立図書館（本館・紀南）蔵書冊数合計の変化

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
蔵書冊数	661千冊	686千冊	711千冊	737千冊	762千冊
人口当蔵書数	0.62冊	0.66冊	0.69冊	0.72冊	0.74冊
児童図書冊数	153千冊	160千冊	169千冊	175千冊	180千冊

○県立図書館（本館・紀南）資料費合計の変化

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
資料費	64,485千円	66,977千円	64,485千円	64,485千円	62,501千円
人口当資料費	62円	64円	62円	63円	61円

○県立図書館（本館・紀南）貸出冊数等の変化

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
貸出人数	101,488人	111,445人	144,195人	139,077人	152,857人
個人貸出登録者数	91,954人	99,184人	107,400人	113,451人	119,636人
個人貸出冊数	328千冊	361千冊	459千冊	455千冊	499千冊
個人児童書貸出冊数	156千冊	169千冊	217千冊	217千冊	242千冊

県内学校図書館の現状に関する調査結果(平成19.5.1現在)

		小学校			中学校			高等学校			特別支援学校		
		県内 学校数 (校)	県内 割合 (%)	全国 平均 (%)									
1	全校一斉の読書活動を実施している	259	92.2	94.4	107	80.5	84.1	17	41.5	36.9	2	20.0	22.2
ア	始業前	200	71.2	92.3	95	71.4	92.2	12	29.3	80.8	1	10.0	31.1
	授業中	9	3.2	2.2	6	4.5	3.9	2	4.9	8.0	1	10.0	34.2
	昼休み・放課後	23	8.2	1.7	2	1.5	1.2	0	0.0	1.3	0	0.0	22.7
	その他	27	9.6	3.8	4	3.0	2.7	3	7.3	9.9	0	0.0	12.0
イ	毎日実施	93	33.1	19.7	74	55.6	66.5	9	22.0	55.3	0	0.0	15.9
	週に数回	84	29.9	42.0	13	9.8	17.2	1	2.4	9.9	0	0.0	11.3
	週に1回	74	26.3	29.3	10	7.5	3.0	0	0.0	2.2	1	10.0	18.1
	月に数回	4	1.4	3.2	5	3.8	3.1	0	0.0	1.8	1	10.0	16.6
	その他	4	1.4	5.8	5	3.8	10.2	7	17.1	30.8	0	0.0	38.0
2	必読書・推薦図書等を定めている	37	13.2	24.9	21	15.8	18.7	10	24.4	27.3	0	0.0	45.3
3	ボランティア等の協力を求めている	167	59.4	72.4	20	15.0	18.7	6	14.6	2.1	2	20.0	23.0
4	公共図書館との連携を実施している	129	45.9	64.9	21	15.8	40.6	20	48.8	36.0	3	30.0	28.6
ア	図書館資料の貸借	84	29.9	88.5	17	12.8	80.3	18	43.9	91.0	3	30.0	77.0
	学校との定期的な連絡会	8	2.8	15.9	2	1.5	24.2	3	7.3	12.5	0	0.0	9.0
	公共図書館の司書等の巡回訪問	23	8.2	19.6	4	3.0	10.5	0	0.0	4.3	0	0.0	10.4
	その他	43	15.3	11.6	1	0.8	11.9	2	4.9	12.8	0	0.0	26.7
5	蔵書のデータベース化を行っている	101	35.9	41.1	23	17.3	40.7	16	39.0	75.7	4	40.0	39.4

県内小学校総数281

県内中学校総数133

県内公立高等学校総数41

県内特別支援学校総数
10